

Q 相続した空き家 放置可能?

親族が亡くなり、空き家を相続することになりました。遠方にあるため自分で管理ができません。ただ、解体するにも費用がかかる上、更地にしても固定資産税が高くなると聞きます。しばらくそのままにしても問題ないでしょうか。

法律 相談室

一般的に、長期間にわたって放置された空き家は周囲の景観を損なうほか、犯罪を誘発し、倒壊や火災が発生する恐れも生じます。例えば倒壊により近隣住民に損害を与えた場合、空き家の所有者が賠償責任を負うことになる可能性もあるなど、トラブルの原因にもなりかねません。

以上の理由から、空き家を放置せず、日頃から適切に管理する必要があります。近年は民間業者が代行求される可能性もあります。

相談事例のように、相続の際、空き家があることがわかるというケースは近年多くあります。何かしらの問題が生じる前に、早めに

空き家管理 代行活用を

空き家の状況によっては、自治体から「特定空き家」に指定されるケースもあります。老朽化が著しく、放置すれば倒壊しそうな状態にあるなど、保安上の危険性が高い建物のことです。指定されると、所有者が撤去して更地にしなくては、敷地の固定資産税が上

して空き家を管理するサービスも増えています。市町村が所有者と入居希望者を取り持つ「空き家バンク」などの導入も進み、空き家の利活用の幅は広がっています。

一方、空き家を含め、親族の財産を相続しない「相続放棄」という選択肢も考えられます。ただし、相続

弁護士に相談することをお勧めします。

(回答) 古嶋祐介弁護士



県弁護士会マスコット
キャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。